

公文書館機能を有するものとしては東北初！

郡山市歴史情報博物館が

「登録博物館」として登録されました



ターゲット 4.7

2025 年 6 月 27 日

郡山市文化スポーツ観光部

歴史情報博物館

館長 嶋根 裕一

TEL：923－8923

SDGs ターゲット 4.7 「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」

郡山市歴史情報博物館が博物館法（昭和 26 年法第 285 号）第 11 条の規定により、「登録博物館」として登録されましたのでお知らせします。

公文書館機能を有する「登録博物館」としては東北初となります。

- 1 登録日 令和 7 年 6 月 27 日（金）
- 2 名 称 郡山市歴史情報博物館
- 3 住 所 郡山市麓山一丁目 5 番 30 号
- 4 開館日 令和 7 年 3 月 15 日（土）

<登録博物館とは>

博物館法における「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関のうち、所在する都道府県の教育委員会による登録を受けたものをいいます。

「登録博物館」に登録されると、信用や知名度の向上が期待できるとともに、「登録博物館等マーク」の利用や予算支援等の優遇措置を受けることが可能となります。



JAPAN
MUSEUM

登録博物館

「登録博物館等マーク」